



国際評価基準審議会 (IVSC) 金融商品理事会による、基準 改定の公開草案の概要 —金融商品評価におけるガバナンス とデータの問題に関して、満たすべき 基準を提案—

IVSC Financial Instruments
Board メンバー

きたのとしゆき
北野 利幸

1 はじめに

金融商品の評価を適切で信頼できるものにするには、投資家、規制当局などをはじめとする全てのステークホルダーにとって重要な問題であり、最近の一連のCOVID-19による市場の動揺においても、この変わらぬ重要性を示すものとなっている。クロスボーダーで取引が行われる金融商品には特に、国際的に一貫性を保った評価アプローチの存在が有用と考えられる。

IVSC金融商品理事会 (Financial Instruments Board、以下「FI理事会」という。)の第一のミッションは、既存の国際評価基準 (International Valuation Standard、以下「IVS」という。)のうち、金融商品の評価基準であるIVS500「金融商品」をアップグレードし、複雑化する評価実務に一定の指針を示すことである。2019年8月に行われた、方針市中協議 (agenda consultation)の結果を受け、ガバナンス、データ、評価手法・モデル、統制・報告の各論点に関し、基準の開発を進めていくこととなった。

それ以来、1年あまりの間、ガバナ

ス関連と、データ関連の規定を優先して改定案を策定してきたところであり、このたび結果を公開草案としコメントを募集することとなった。本公開草案は、金融商品の評価を支える国際基準の確立のための重要なマイルストーンであるといえる。今回は一連の改定の前半部分ということになり、2021年の第4四半期ごろに、後半を含む2回目の公開草案を公表することを目指している。本稿は今回公表された公開草案とコメント募集の概要について解説するものである¹。

2 公開草案の目標

本公開草案作成にあたってFI理事会が目指したのは、方針市中協議の結果に沿った上で、「目的に見合った (fit-for-purpose)」金融商品の評価を、基準利用者それぞれが導き出せるようなプリンシプルを確立することである。これは、様々な市場状況や取引機会における、財務報告、税務報告、規制報告を含む、あらゆる目的のために必要な評価を含んでいる。このことを達成するために、基準利用者それぞれを取り巻く状況に応じた、適切な基準の適用を可能としながらも、基準で定める概念に沿った一貫した方法

で評価プロセスを実行するための、ハイレベルな原則を定めることを企図している。

金融商品の評価において、最終的に責任を持つのは評価当事者自身であったとしても、評価に関連するプロセスおよび機能については、一部を外部サービスにアウトソーシングする場合もありうると想定されており、本基準案は当該サービス利用者である当事者の観点からも設計されている。つまりは、当事者となる企業が評価関連の機能を外部委託する場合でも、IVS500に準拠していることを確認することが期待されるということである。

また、現行のIVS500からの改定内容の中には、基準利用者にとって少なからぬ導入上の困難を伴う可能性があると考えられるので、これに対処するために、FII理事会は今後追加的なガイダンスを提供することを計画している。

3 IVS500改定案の概要

本公開草案にあるIVS500の改定案の主なポイントは次のとおりである。理解のために改定案の趣旨を大まかに解説したものであり、常に英語原文の内容が優先することに留意されたい。また、日本不動産鑑定士協会連合会並びに日本公認会計士協会による既存のIVSの邦訳²も併せて参考にしていただければ幸いである。

【目的と対称範囲】

本基準案の目的は、金融商品の「目的に見合った評価」の開発において従うべき、原則と手続に関するガイダンスを提供することであるとされている。原則として全ての金融商品の、財務報告、税務報告、規制報告を含むあらゆる目的の評価を適用対象とするが、例外として、金融資産の減損、年金債務、保険契約、IVS200「事業及び事業持分の評価」

に定められる資本性商品、リース契約等は対象外とされている。

【語句の定義】

この「目的に見合った評価」は、本公開草案では、本基準に従って行われる評価そのものであるとされている。また、本基準案における金融商品とは、取引当事者間で締結される契約によって、いずれかの当事者に金融資産を、もう一方の当事者に金融負債が資本性商品を生じさせるものを指している。

評価リスク(valuation risk)とは、金融商品がその意図された用途に鑑みて誤って評価されるリスクのことをいい、評価リスクを高める要因として、金融商品の複雑さ、不完全・不正確なデータ、市場の不安定性・流動性の欠如、モデリングの不確実性、不十分なインフラ、プロセス、統制などが挙げられている。一方、評価の不確実性(valuation uncertainty)とは、評価リスクの構成要素であるものの、妥当であるとみなされる範囲での、前提条件等による見積りの幅であり、明確に区別して定義されている。

全体を通して重要な概念となる相応性(proportionality)とは、金融商品の評価リスクおよび企業の評価リスク・アパタイトに基づいた上で、「目的に見合った評価」を行うために投入すべき労力の量、並びにプロセスと統制の性質や程度を決定することを指している³。よって、当事者自身にふさわしい評価プロセスや統制を構築しようとする場合は、まず評価リスクを検討して、これを測定し、監視し、管理し、組織の評価ガバナンスの枠組みに組み込む必要があるということになる。

【評価におけるガバナンス】

金融商品評価に関するガバナンスとして、評価プロセスが体系的(systematic)であり、一貫して適用され、経済的に妥当であり、適切な統制の下にあることを

求めている。さらに、この必要条件として、評価プロセスにおける、当事者責任の所在、説明責任、透明性、一貫性、牽制関係、多様性、文書化が挙げられている。

評価手続の構成要素として、市場情報による部分、モデル計算による部分、主観的判断による部分と分けられた上で、これらの選択や組合せを検討する際には、金融商品の契約上、仕組み上、パフォーマンス上の特徴を十分に理解すると同時に、流動性等、該当する取引市場の情報を考慮すべきとしている。

これらの構成要素はいずれも評価リスクを伴うものであり、これを適切に管理するために、評価や評価プロセスの開発を行う当事者(Developer)に加え、牽制(Challenger)、監視(Assessor)の役割を担う者が想定され、それぞれの任務について定められている。また最後に、このようなガバナンスの枠組みに責任を持つ経営者、さらに、その重要な意思決定を行う取締役会の担うべき役割にも触れられている。

【評価に用いるデータ】

本基準案においてデータとは、「目的に合った評価」のためのプロセスにおける全てのインプットとされ、この慎重な吟味は評価リスクの低減のための主要な手段の1つと位置付けられている。加えて、評価リスクに関する、牽制者並びに監視者とのコミュニケーションにおいても、土台となるデータの適切性が重要であることから、データの取扱いは全体的な評価のガバナンスの枠組みの中で検討されるべきであるとされている。特に、あるべき評価プロセスにおいては、タクソミーやデータ・ディクショナリーによりデータを適切に分類および管理できることが期待されている。

データにはそれぞれ完全性(個別具体的かどうか、即時的であるか、客観的で

あるか、多数に共有されているか)の程度があり、評価の際には可能な限り完全性の高いものを選択することが求められている。またそのためには、データの特性に関する深い理解が必要になると考えられている。本基準案では、内部データ、市場データ、取引データ、モデルベースもしくはインディケーション目的のデータ、主観的判断によるデータ、ヒストリカルデータ、経済行動に左右されるパフォーマンスデータなど、その取得ソースの違いによって区分しながら、その満たすべき要件について定めている。

データ集計と管理に関する統制については、規程類・手続書などの整備をはじめ、データの識別や検証、集計、その他データ管理に関する一連の業務に言及することで、データの正確性・正統性、完全性、適応性、適時性、透明性、相応性などの重要な条件に関して、継続的に担保できるような実効的な全社的態勢を定めることが期待されている。このそれぞれについて、いかなる手段をもって高度化していくのかのガイドラインが示されているが、全ての高度化の取組みに影響する相応性については、データの利用にかかわる評価リスクに応じて決めるべきものとされ、その判断は適切に文書化され、適時に見直されるべきものとされている。

4 コメント募集内容の要点

本公開草案におけるコメントの募集内容の要点は、以下のとおりである。市中協議の期間は約4か月間であり、2021年4月19日に終了する予定となっている。本公開草案原文やオンラインによる意見提出の方法については、IVSCのホームページ⁴を参照されたい。

【基準の目的】

質問1：「目的に見合った評価」を導き

出すための基準という、公開草案の目的に同意するか。

質問2：今回の改定において注力された、ガバナンス関連とデータ関連の要件に関して、上記目的に鑑み、明確であり、漏れがなく、基準の遵守のための適切な指針となっているか。

【基準の対象範囲】

質問3：基準の適用対象外となる金融商品や取引について列挙してあるが、これに同意するか。

【基準における定義】

質問4：語句の定義として、目的に見合った評価、金融商品、金融資産、金融負債、資本性商品を挙げているが、これに同意するか。

質問5：評価の不確実性と評価リスクについて定義しており、相応性(proportionality)の目安として評価リスクを利用することとしているが、これに同意するか。

【ガバナンス要件】

質問6：ガバナンス要件として、評価プロセスが体系的であり、一貫して適用され、経済的に妥当であり、適切な統制の下にあることを求めている。さらに、これを達成するための必要条件として、評価プロセスにおける、当事者責任の所在、説明責任、透明性、一貫性、牽制関係、多様性、文書化が必要だとしている。これらの提案に同意するか。

【データ要件】

質問7：データは、評価のために実施されるプロセスへの入力と整理され、データを分類、評価、および制御することを目的としたタクソミー(分類)やデータ・ディクショナリー(辞書)を作成するための原則について示されているが、これに同意するか。

質問8：特定のデータ区分に関する要件として、内部ソースデータ、市場デー

タ、取引データ、モデルベースもしくはインディケーション目的の市場データ、主観的判断に基づくデータ、ヒストリカルデータ、パフォーマンスデータなどが含まれている。この要件に同意するか。

質問 9：データを管理および集計するために必要な統制について説明し、データ利用における要件を決定する際に、相応性の概念がどのように適用しうるかを記しているが、これに同意するか。

5 まとめ

本稿では、IVS500「金融商品」の改定にかかる公開草案とコメント募集の概要を解説した。新しいIVS500は、「目的に見合った」金融商品評価として、財務報告目的に限らず、税務、規制目的の報告をはじめとする広い範囲の適用を想定している。このため、個別商品の評価の詳細な取決めではなく、プリンシプルベースのガイドとなるべきものを企図したものとなっている。このような新しい基準案の位置付けも含め、今回のコメント募集を通して、金融商品の価値評価にかかわる全ての業界並びに規制当局より、多面的で建設的な意見が寄せられることが期待される。

<注>

- 1 本稿はIVSC理事の一員としての筆者の個人的な見解であり、IVSC並びにFI理事会の公式見解を示すものではない。本公開草案を解説するにあたり、筆者が英語原文を日本語に訳してまとめた部分があるが、当該翻訳はIVSCの承認のない非公式訳であり、原文に対応する訳語も将来変わる可能性がある。
- 2 日本不動産鑑定士協会連合会・日本公認会計士協会(2017)「国際評価基準(2017年全面改正)~IFRSに対応した資産評価の国際的なスタンダード~」住宅新報社
- 3 同一主体の取り扱う数値間の大小に基づく「重要性(materiality)」と違い、「相応性(proportionality)」は、異なった条件(評価主体や市場など)での評価手法・プロセス・統制の差別化を指すものである。評価主体の規模や複雑さ、あるいは取引における役割(セルサイドやバイサイド)によって基準の要求水準を相応に変えるという考え方ではなく、金融商品の評価の難しさや不確実性をもとに基準の期待水準が変わるというものである。
- 4 <https://www.ivsc.org/standards/international-valuation-standards/consultation/ivs-500-financial-instruments-consultation>